

市第2号議案

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部改正

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号中「又は」を「若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話」を加え、同項第14号中「第5条第1項」を「第16号」に改め、同項に次の1号を加える。

- (16) 短期介護休暇 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合

第5条第1項中「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改める。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の看護休暇に関する規定の整備を図るとともに、特別休暇として短期介護休暇を新設するため、横浜市一般職職員の休暇に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市一般職職員の休暇に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（特別休暇）

第4条 職員は、特別休暇として次の各号に掲げる休暇を当該各号に掲げる場合に受けることができる。

（第1号から第9号まで省略）

- (10) 子の看護休暇 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（子に準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会規則で定める当該子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合

（第11号から第13号まで省略）

- (14) 配偶者の出産のための休暇 男性職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び第16号 5条第1項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合

（第15号省略）

- (16) 短期介護休暇 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないこ

市第2号

とが相当であると認められる場合

(第2項省略)

(介護休暇)

第5条 介護休暇は、職員が要介護者
配偶者、父母、子、配偶者の父母その
他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委
員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも
のの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる
場合における休暇とする。

(第2項及び第3項省略)